日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2015. 3.10
No.15 -007

HP:http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail:jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

乗員流失 止まらず

2014 年 12 月 31 日現在
組合存知流失者数 236 名

JGPA(日本航空グループ乗員組合)
ニュース 4-12 全文掲載

・枠内をクリックするとニュースをご覧になれます

乗員速報 61-127
CAUTION!! 乗員が・・・足りません

・年末 900 時間にかかる乗員が続出！
・乗員が足りなくて、飛ばしたい便も
　飛ばせません！
・スケジュール発行の段階でスタンバイがゼ
　ロの日も・・・！

2014.12.31
NO. 04-012
JGPA NEWS

日本航空グループ乗員組合
Japan Airlines-Group-Pilots-Association
《HAC-JFU-UJAR-JAC-RCU》

代表連絡先(JFU)
TEL: 03-6423-2461／FAX: 03-5757-0279
中央執行委員直通メールアドレス: jgpa@jgpa.jp

JAL グループ乗員流出速報（1）

日本航空グループからの乗員流出はとどまること無く続いています。現在グループ各社からは、毎月と言っていい程頻繁に、何れかのグループ会社から乗員が他社に移っています。この数は２０１１年以降で総数２３０人を超え、子会社２社分とも言える数に上っています。LCC の旗揚げが続き、航空各社では乗員不足が年を追うごとに加速しています。この乗員不足を補うため、他社（特に LCC）では乗員確保のために各地で説明会を頻繁に実施し、ヘッドハンティングのような採用も行われているようです。

今後 JAL グループが計画中の事業規模の拡大を行うためには、言うまでもなくこれまで以上の人員確保が必要です。しかし、乗員流出が今のペースで進めば間違いなく事業計画の遂行は困難なものとなってしまうでしょう。それは、事業拡大はおろか現在運航中の路線維持すら困難な状況になることを意味するに他ありません。日本航空経営そしてグループ各社経営は、この乗員流出という重大な問題と真摯に向き合い、速やかに改善策を打たなければ取り返しのつかない事態になってしまうでしょう。

健全で魅力ある職場を構築するためにも、私たち JGPA ではこの異常な数の乗員流出をモニターし、経営に対しても問題の投げかけを続けていきます。組合員の皆さんにも危機感を理解していただくため、今後も定期的に乗員流出状況をお伝えしてまいります。皆さんも注目してみてください。

流出数（JGPA 調べ）2011年度以降	JAL		JEX		JAIR		JAC		RAC		HAC		TOTAL	CAP 小計	FO 小計
	CAP	FO	CAP	FO	CAP	FO	CAP	FO	CAP	FO	CAP	FO			
2011年度総数													57	22	35
2012～2013年度総数	26	37	0	42	3	13	15	6	4	1	1	7	155	49	106
2014年度４月	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0
５月	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	3	2	1
６月	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	1	1
７月	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	2
８月	2	0			0	0	1	0	0	0	0	0	3	3	0
９月	2	0			0	0	2	0	0	0	0	0	4	4	0
10月	8	0			0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	0
11月													0	0	0
12月													0	0	0
１月													0	0	0
２月													0	0	0
３月													0	0	0
2014年度総数	14	3	0	0	0	0	6	1	0	0	0	0	24	20	4
2011～2014年度合計													236	91	145

２０１４年１２月３１日現在 存知総流出者数 ２３６名

乗員速報　61-130

最高裁の決定に屈せず、
解雇を撤回させる

　整理解雇が強行された後の4年間で、150名以上が自主退職しました。現在も会社を去る人が後を絶たないのは、賃金や昇格だけが理由でしょうか。被解雇者を頑なに職場に戻そうとしない経営への不信感が強くなり、この会社で仕事を続ける気がなくなってしまったからではないでしょうか。
その結果、今や日本航空では乗員不足が深刻化し、多数の乗員が年間 900 時間の制限一杯まで飛ばないと定期便が維持できないまでになっています。被解雇者を職場復帰させればこの乗員不足を緩和させることができるにもかかわらず、会社は被解雇者を職場に戻さない理由を説明できていません。

■「係争中」で協議から逃げるのは　もう許さないぞ！

仲間を守って何が悪い

2015年も
カンパ支援・取り組み参加
宜しくお願い致します

今後の日程

宣伝行動・各地集会：原告団HP日程参照

東京高裁：3 月 26 日不当労働行為裁判
824 号法廷　15:40～